

2023年3月31日

各位

株式会社 JEVIC
代表取締役社長 青柳 努
植物検査事業部長 池田 謙由

農林水産大臣による登録検査機関の登録及び輸出植物検疫にかかる検査業務開始のお知らせ

当社は、我が国の改正植物防疫法(令和5年4月施行)に基づき農林水産大臣から「登録検査機関」の登録をいただき、2023年4月1日から、輸出植物検疫にかかる検査業務を開始することをお知らせいたします。

当社は、登録検査機関として輸出や国内に流通される種子のPCR分析等の精密検査、輸出作物・盆栽などの栽培地検査、輸出植物や欧州連合等の国々へ輸出される中古農業機械の目視検査の業務を開始するとともに、植物防疫所への植物検疫証明書の発行申請手続きの代行などを通して、我が国の価値ある製品の輸出促進を支援し、地球規模の食料安全や環境の保全に務めて参ります。

概要

【背景】

これまで日本国内の植物に関する検疫検査は農林水産省の植物防疫所が実施しておりましたが、農林水産物・食品の輸出促進と輸出検査ニーズが増大する中、2022年5月(令和4年5月)に植物防疫の一部を改正する法律(令和四年法律第36号)(改正植物防疫法)が成立し公布されたことにより、2023年4月より、民間の企業が農林水産省の登録検査機関として植物検疫検査を実施できるようになりました。(改正植物防疫法の概要について)

農林水産省ホームページ：<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/shomeisho/shomeisho2.html>

【登録の概要】

当社は植物防疫法(昭和25年法律第151号)第十条及び同法施行規則(昭和25年農林水産省令第73号)に定める登録検査機関として、植物防疫所が行ってきた輸出植物等の検査の一部を実施することが可能となります。(許可番号1)

(当社の登録について)

農林水産省ホームページ：https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/yusyutu_kensakikan.html

【検査業務の区分】

上記の登録に基づき、当社では以下の植物検査業務を実施して参ります。

1. 栽培地検査(植物の栽培地における検査)

栽培地、その周辺地域又はこれらの場所において、輸出国の指定する有害動物又は有害植物の有無等の確認

2. 消毒検査（消毒に関する検査）

輸入国が要求する熱処理、低温処理、薬剤処理等が実施されていることの確認

3. 精密検査（遺伝子の検査その他の高度技術を要する検査）

輸出先国が要求する種子の PCR 分析等の検査

4. 目視検査（植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査）

欧州連合（EU）およびその他の国に輸出される中古農業機械やその他輸出植物の検査

（本件に関する問い合わせ先）

株式会社 J E V I C 植物検査事業部

住所：〒230-0054 神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭15番

TEL：045-834-7577

FAX：045-834-7527

Email：pi_contact@jevic.com

以上